

社会福祉法人 慈愛会

役員・役員等・その他の役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈愛会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）、及び評議員（以下「役員等」とする）、第三者委員、評議員選任解任委員（以下「その他の役員」とする）の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規定における役員報酬とは、本法人が役員等に対し、職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬額等の額の決定)

第3条 役員及び役員等の報酬は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第4条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	内 容	報 酬(日額)
理事長及び理事	理事会及び法人・施設業務	7, 0 0 0 円
監事	監事監査・法人・施設業務	7, 0 0 0 円
評議員	評議員会・法人・施設業務	7, 0 0 0 円
第三者委員	苦情解決委員会	7, 0 0 0 円
評議員選任解任委員	評議員選任・解任委員会	7, 0 0 0 円